

片瀬地区郷土づくり推進会議全体会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、片瀬地区郷土づくり推進会議運営要領（平成25年4月1日施行）の規定により片瀬地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）が開催する全体会の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(全体会の公開)

第2条 全体会は、原則公開とする。ただし、推進会議の決定により、全体会の全部または一部を非公開とすることができる。

(全体会開催の周知)

第3条 全体会の開催にあたって推進会議は、全体会の開催日時及び開催場所等の必要事項を記載した開催案内について、できるだけ速やかに片瀬市民センターしおさいコーナーに掲示して周知するものとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴者の定員は、推進会議が会議室の収容人数等を考慮して定めるものとする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の受付は、全体会の開始30分前から15分前までの間に行うものとする。

2 傍聴を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載して、所定の席に着席する。

3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、全体会を傍聴することができない。

(1) 危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) その他、全体会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと恐れがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、全体会における言動に対して拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は除く。
- (3) その他、全体会の秩序を乱し、又は全体会の妨げとなる行為はしてはならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、全体会を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 議長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(傍聴者への配布資料等)

第9条 傍聴者には、全体会次第、その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、全体会の傍聴に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。